

# 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令及び 放送法施行規則の一部を改正する省令について

## 1 改正概要

4K・8Kをはじめとする放送サービスの高度化、テレビ視聴形態の多様化等放送を取り巻く環境が変化しているとともに、固定ブロードバンド網の広帯域化等を踏まえ、ケーブルテレビ事業者等は、インターネットプロトコル(IP)を活用してこのような環境の変化に対応する取り組みが進んでいる。

総務省では平成29年11月からIPネットワークを活用して安定的かつ効率的に放送サービスを提供できるよう「4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会(座長:伊東 晋 東京理科大学 教授)」を開催し、IP放送の技術基準等の在り方について検討を進め、本年6月に報告書を取りまとめた。

このような背景を踏まえ、必要な技術的条件に関して、平成30年4月より情報通信審議会において検討を行い、平成30年10月、「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「ケーブルテレビにおけるIP放送等に関する技術的条件」について、同審議会より一部答申を受けたところである。この際、あわせて、デジタル有線テレビジョン放送方式のうち搬送波の変調の型式が256QAM変調における搬送波のレベルと雑音のレベルとの比等について緩和する一部答申を受けたところである。

当該一部答申を踏まえ、ケーブルテレビにおけるIP放送等に関する技術基準の制度整備を行うため、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令及び放送法施行規則の一部改正を行うものである。

## 2 改正箇所

ケーブルテレビにおけるIP放送に関する技術基準の整備

(有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 : 第2条、第5条、第9条、第20条～第27条)

(放送法施行規則 : 別表第31号別紙2の2)

256QAM変調に関する搬送波等の条件の緩和

(有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 : 第12条)

## 3 施行期日

公布の日から施行する。